

経済影響対策～新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金の概要～

経営
既計上

ポイント

- ・全国的なまん延防止等重点措置の適用及び県内の感染急拡大に伴い、人流や県外との取引などが大幅に減少したことにより、経済的影響を受けた事業者に対して、県独自の給付金を支給
- ・業種によって影響を受ける時期が異なることから、令和4年1月～3月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた1か月分の売上減少額を対象に支援

対象者	<p>■ 県内の感染急拡大等により、直接的・間接的な影響を受けた事業者であり、令和4年1月～3月のうち、 1か月の売上高が平成31年、令和2年又は令和3年の同期比で▲30%以上減少した事業者</p>	
	<p>■ 県の給付金と国の支援金（1か月分相当額）を合わせた 給付上限額は75万円（上限額は従前の給付金と同じ額）</p>	
金額	<p>A : 給付上限額（1日の売上高×0.3×10：最大75万円）と 売上減少額とのいざれか低い金額</p> <p>B : 国の事業復活支援金支給相当額（1か月分相当額） ※個人最大10万円、法人最大50万円</p> <p>県給付額:A-B</p>	<p>【給付対象イメージ（30%以上50%未満の売上減少の場合）】</p>
事業費等	<p>■ 想定事業費 9.1億円（事務費含む）</p> <p>■ 想定事業者数 約3,500事業者</p>	<p>※営業時間短縮要請協力金の対象となつた飲食店等については、令和4年2月分のみを申請対象とし、同月分の協力金相当額も控除する</p> <p>《給付例①》 法人（月売上高600万円、売上減少180万円(30%)） (A)60万円 - (B)12万円 = 県給付額48万円</p> <p>《給付例②》 個人（月売上高300万円、売上減少90万円(30%)） (A)30万円 - (B)6万円 = 県給付額24万円</p> <p><支給スケジュール等(予定)></p> <p>①申請受付開始：2月25日 ②支給開始：3月上旬以降（できるだけ速やかに） ③問い合わせ先：給付金相談窓口（088-803-6620） ④申請受付終了：5月31日（消印有効）</p>